

2022年2月27日

茨城県営業企画課広報担当御中

反論書

審査請求人

取手市

携帯電話

茨城県知事大井川和彦が2022年1月31日付で作成し、審査請求人が2月2日に受領した弁明書（営企第209号）に対し、下記の通り反論します。

記

- 1) 茨城県知事大井川和彦は弁明書5-(1)-イにおいて「請求人の問合せに対する県の回答は、第三者への公開を想定したものではない個別的な事例であり、法令の規定又は慣行として公にしている情報ではない」と弁明しています。

しかし、営業企画課広報担当自身が主担当として運営している県公式サイトに掲載している「サイトポリシー」では「当サイトのアクセス情報、茨城県へのご提案・ご意見並びにこれらに関する個人属性について、統計的に処理したデータ又はご意見等の公表をすることがあります。」とされています。

すなわち、茨城県側は県民からの提案・意見等を公表する場合があると断っておきながら、審査請求人の今回の問い合わせに対する回答内容について「第三者への公開」を想定していないというのは手前勝手な一方的かつ時代錯誤の解釈です。インターネットやSNSが広く普及する中で、県民と県とのやりとりはネットを通じて広く瞬時に拡散されることも想定しながら行われるべきです。

また「第三者への公開を想定したものではない」という弁明内容そのものが失当です。すなわち、県章を無断掲載した大井川和彦政治宣伝サイトの管理責任者と、同責任者に県章削除を指導した県営業企画課が「当事者」であって、審査請求人自身は「第三者」です。審査請求人の問い合わせに対し、削除指導を行った旨をメール回答したことにより既に「第三者への公開」になっているのです。

- 2) 茨城県知事大井川和彦は弁明書5-(3)において「公益上の理由による裁量的開示は、保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合に限り、実施機関が行政判断により開示するものである」「公益上特に必要があるとは認められない」と弁明していますが、具体例も示さず、県情報公開条例の条文内容の域を出ていない抽象的なものです。

審査請求人が「審査請求の理由」で示した「今回、文書開示求めている対象事案は、茨城県の最高権力者である知事大井川氏が自らの政治宣伝のため、事前協議や使用申請書提出など定められた手続きを経ずに茨城県章を無断で使用していたという重大な非行です。」との指摘に対し、「公益上特に必要があるとは認められない」とする具体的な根拠を示していません。

県内随一の権力者である政治家・大井川和彦の非行事実とその経緯に関する情報はその公私を問わず、主権者である一般県民が広く知っておくべき「公益上特に必要がある」情報に該当します。知事である大井川和彦が個人情報保護の面で一定程度、制約を受けるのは社会通念上妥当なことです。非行事実とその経緯に関する情報は公にすべきであり、大井川和彦の個人情報を保護する利益より優越するのは明らかです。

知事自身に不都合な情報について個人情報保護を盾にして自らの裁量で覆い隠すことが可能となれば、知る権利に基づく情報公開制度が形骸化してしまいます。今回の県章無断使用について大井川和彦自身が何ら釈明しておらず、今回の情報開示請求を非公開とすることは県民・有権者として到底容認できません。

- 3) なお弁明書5-(1)-ア、ウ～オ、5-(2)の弁明は、審査請求人の「審査請求の理由」で示した内容と関係がないので、特に反論はしません。

以上